

香川県条例第9号

香川県獣医学生修学資金貸付条例の一部を改正する条例

香川県獣医学生修学資金貸付条例（平成4年香川県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（修学資金の貸付け） 第2条 修学資金は、大学において獣医学を専攻する者で、将来県の公衆衛生又は畜産に関する機関等で規則で定めるもの（以下「機関等」という。）において獣医師の職務に従事しようとするものに対し、<u>貸付けを受ける月数を通算して72月を限度として貸し付ける。</u> 2・3 略 （貸付けの決定の取消し等） 第5条 略 2 知事は、修学生が休学し、<u>若しくは停学の処分を受けたとき、又は進級できなかったため同一学年を重ねて履修する事実があったときは</u>、休学し、<u>若しくは停学の処分を受けた日又は当該事実のあった日</u>の属する月の翌月分から<u>復学し、又は進級した日</u>の属する月の分まで修学資金の貸付けを行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸し付けられた修学資金があるときは、その修学資金は、当該修学生が<u>復学し、又は進級した日</u>の属する月の翌月以降の月の分として貸し付けられたものとみなす。 3 略 （返還の債務の免除） 第6条 略 （1）大学を卒業した<u>日から2年以内に獣医師の免許を取得し、直ちに機関等において獣医師の職務その他の規則で定める職務（以下「職務」という。）に従事し、かつ、引き続き機関等において職務に従事した期間が規則で定める期間に達したとき。</u>	（修学資金の貸付け） 第2条 修学資金は、大学において獣医学を専攻する者で、将来県の公衆衛生又は畜産に関する機関等で規則で定めるもの（以下「機関等」という。）において獣医師の職務に従事しようとするものに対し、<u>知事が定める月から当該大学を卒業する日の属する月まで貸し付ける。</u> 2・3 略 （貸付けの決定の取消し等） 第5条 略 2 知事は、修学生が休学し、<u>又は停学の処分を受けたときは</u>、休学し、<u>又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日</u>の属する月の分まで修学資金の貸付けを行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸し付けられた修学資金があるときは、その修学資金は、当該修学生が<u>復学した日</u>の属する月の翌月以降の月の分として貸し付けられたものとみなす。 3 略 （返還の債務の免除） 第6条 知事は、修学資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、修学資金の返還の債務を免除するものとする。 （1）大学を卒業した<u>後、直ちに機関等において獣医師の職務その他の規則で定める職務（以下「職務」という。）に従事し、かつ、引き続き機関等において職務に従事した期間が規則で定める期間に達したとき。</u>

(2) 略

2 略

3 前項第1号の規定により免除することができる返還の債務の額は、機関等において職務に従事した期間を第1項第1号の規則で定める期間で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする。）を修学資金の返還の債務（履行期が到来していない部分に限る。）の額に乗じて得た額とする。

4 略

(返還)

第7条 略

(1) 略

(2) 貸付けを受けた者が、大学を卒業した日から2年以内に獣医師の免許を取得しなかったとき。

(3) 貸付けを受けた者が、獣医師の免許を取得した後、直ちに機関等において職務に従事しなかったとき。

(4) 略

(返還の債務の履行猶予)

第8条 略

(1) 修学資金の貸付けを受けた者が、獣医師の免許を取得しようとして

(2) 略

2 知事は、修学資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定により修学資金の返還の債務を免除される場合を除き、修学資金の返還の債務（履行期が到来していない部分に限る。）の全部又は一部を免除することができる。

(1) 修学資金の貸付けを受けた期間に相当する期間以上機関等において職務に従事したとき。

(2) 略

3 前項第1号の規定により免除することができる返還の債務の額は、機関等において職務に従事した期間を修学資金の貸付けを受けた期間（この期間（前条第2項の規定により修学資金の貸し付けられなかった期間がある場合には、当該貸し付けられなかった期間を除く期間）が1年に満たないときは、1年とする。）の2分の10に相当する期間で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする。）を修学資金の返還の債務（履行期が到来していない部分に限る。）の額に乗じて得た額とする。

4 略

(返還)

第7条 修学資金は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、当該各号に規定する理由が生じた日の属する月の翌月から起算して貸付けを受けた期間（第5条第2項の規定により修学資金が貸し付けられなかった期間を除く。）に相当する期間（次条の規定により返還の債務の履行が猶予されたときは、当該猶予された期間を含む。）内に、返還しなければならない。

(1) 略

(2) 貸付けを受けた者が、大学を卒業した後、直ちに機関等において職務に従事しなかったとき。

(3) 略

(返還の債務の履行猶予)

第8条 知事は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める期間、修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

<u>いる場合 獣医師の免許を取得するまでの期間（大学を卒業した日から2年以内に限る。）</u> <u>(2)・(3)</u> 略 <u>(4)</u> 前3号に掲げるもののほか、知事が特に必要があると認める場合 その必要があると認める期間	<u>(1)・(2)</u> 略 <u>(3)</u> 前2号に掲げるもののほか、知事が特に必要があると認める場合 その必要があると認める期間
---	---

附 則
この条例は、令和7年4月1日から施行する。